

道路サポーター制度は道路を愛するみなさんを応援します! ~きれいな気持ちの良いまちづくりにご協力ください~



「まち美化ボランティア袋」に入れ、ゴミステーションへ置いて下さい。「まち美化ボランティア袋」は区役所、市民センター、環境センターで配布しています。



花植活動のための散水栓を北九州市が設置します。水道料金の負担など設置要件を満たし、日常的な維持管理をする場合に限ります。



#### 活動区域について

Q 車道でも活動してもいいですか?

A 活動区域は、市が維持・管理する道路で、原則、歩道を対象とされていますが、交通量の少ない生活道路(歩・車道の区別なし)や自転車歩行者道、歩行者専用道路等も活動の対象としています。

# 『北九州市道路サポーターとは』

北九州市では、地域のみなさんによる道路の清掃や点検などのボランティア活動を応援します。北九州市道路サポーターとして登録いただいたみなさんは、清掃用具や花苗などを支給する支援メニューを用意しています。これから地域の清掃活動を始めたい方々、以前から活動を行っていたい方々や企業のみなさんも大歓迎です。ぜひ、道路サポーターに登録いただき、きれいな気持ちの良いまちづくりにご協力をお願いします。

## 対象団体

- 道路の清掃美化などのボランティア活動を行う10人以上の団体
- 活動延長が100m以上
- 年3回以上の活動を行えること

## 活動内容

- 道路の清掃活動及び異常の通報など道路の維持活動(必須)
- 花壇の手入れなどの景観美化活動

## 活動場所

- 市が維持管理する道路

## 活動の報告

- 年1回、活動報告書及び活動計画書を提出

## 広報活動

- 北九州市道路サポーターのホームページ (<http://www.road-supporter.com/>)
- 制度の案内や申込書の様式、登録団体の紹介などを掲載。
- 道路サポーターだよりの発行
- 活動状況や総会・幹事会・区会やイベントのお知らせ、報告などの情報を記載した道路サポーターだよりを年4回発行。
- 道路サポーター総会
- 市全域の道路サポーター団体が集まり、相互の交流・連携を目的に、年1回開催。
- 区会
- 各区で身近な交流・連携を行うため、年1回以上、行政区ごとに開催。



安心してボランティア活動に参加できるよう、北九州市が保険料を負担し、活動中の事故に対して一定水準の補償を行います。(一定の条件を満たした場合で、書類提出・審査があります)



希望する団体に対して、サインボードを設置します。登録団体がボランティア清掃を行っている場所であることを明示し、市民等への道路美化の啓発効果が期待されます。

## 道路サポーター活動の支援について

道路サポーター制度では、さまざまな支援で、活動をサポートしています。ぜひ、ご活用ください。

### 花苗の支給



道路清掃と併せて行う道路景観美化活動として、植樹帯の花植え活動を支援します。ただし、花苗の数量・種類に制限があります。

### 清掃道具の支給・貸与



ほうき、ちりとり、火バサミ、軍手、タオルなど、活動に必要な用具を支援します。



#### 活動内容について

Q 歩道にある樹木を剪定したいのですが…

A 樹木(高木・低木に限らず)の剪定は危険です。車や歩行者の通行に支障がある場合は、各区のまちづくり整備課へ連絡してください。

#### 支援内容について(ゴミの回収)

Q 活動で回収したゴミは分別するのですか?

A 分別しなくても結構です。ボランティア清掃は「散乱ゴミ」として取り扱われるため、分別の必要はありません。

Q ゴミが大量に発生し、置き場所に困る場合は?

A あらかじめ、活動者から環境センターへ連絡して、環境センターの指示を受けてください。区役所(総務企画課)、区役所出張所、市民センター、環境センター(事務所)に取りにきてください。ただし、大量に必要な場合、区役所、市民センター等では対応できないこともあります。



Q 事故があった場合は?

A 事故が発生した場合、代表者は速やかに各区のコミュニティ支援課(戸畠区は総務企画課)へ事故の内容を連絡してください。所定の事故報告書など提出書類が必要です。詳しくはコミュニティ支援課(戸畠区は総務企画課)へご相談ください。